

消費生活情報
おおぶ

暮らしおこしナビ

若者向け
特集号

18歳から「大人」!

~ 真に自立した消費者になろう ~



民法改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引下げられました。

18歳(成人)になると、自分の判断だけで様々な契約ができるようになります。

誰とどのような内容で契約するかは、自由に決めることができますが、守るべき義務も発生します。

「18歳から大人」として行動できるよう心構えをしておきましょう。



あいち暮らしWEB
キャラクター
ピッピ

18歳になつたらできること

●保護者の同意なしに契約できる

例えば…

- ・スマートフォンを契約する
- ・クレジットカードを作る(作成には審査があります)
- ・アパートを借りる
- ・車のローンを組むなど

●その他にできるようになることの例

- ・男女ともに18歳で結婚できる
- ・公認会計士、司法書士などの国家資格が取れるなど

20歳にならぬとできないこと

●飲酒、喫煙する

- 公営ギャンブル(競馬・競輪・競艇・オートレース)の投票券を買うなど



大府市

印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

学校での消費者教育を応援します!

小・中学生向けの消費者教育教材

小・中学生向けの消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を作成し、県内の小・中学校へ配布しました。

消費者教育の専門家を講師として学校に派遣し、当該教材を活用した出前授業を無料で実施していますので、あわせてご活用ください。

愛知県 かしこい消費者のススメ 検索



消費者教育講師派遣のご案内

学校などにおける消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会などへ、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご活用ください。

愛知県 消費者教育 講師 検索



映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出をしています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などでぜひ、ご活用ください。

愛知県 消費者教育DVD 検索



18歳からの大人大作戦!!!の配信

成年年齢引下げに伴う注意点等を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳から的大人大作戦!!!」をYouTubeで配信しています。

県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」等を取り上げて注意を促すとともに、困った時の消費者ホットライン「188(いやや!)」を、キャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。

学校での授業等でぜひ、ご活用ください。



お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎ 052-954-6603まで!

暮らしのお役に立ちます
消費生活相談窓口のご案内

消費
者
ホットライン

188 (いやや!)

身近な相談窓口につながります。

安い承诺や支払い、あいまいな返事はトラブルのもとです。「うますぎるもうけ話に注意する」「必要がなければはっきり断る」など日頃から心がけ、少しでもおかしいと思ったら、家族や下記の窓口に相談しましょう。

あなたの最寄りの消費生活相談窓口

大府市消費生活センター ☎ (0562)45-4538

毎週月・火・水・木曜日（ただし、休日、12月29日から翌年1月3日までの日は除く）
午前9時30分～午後0時30分 / 午後1時30分～午後3時30分（受付は午後3時まで）

愛知県消費生活総合センター（消費生活相談・多重債務相談） ☎ (052)962-0999

●受付時間 月～金 9:00～16:30 土～日 9:00～16:00

※国民の祝日等の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

ただし、年末年始を除き、土曜日及び日曜日も消費生活相談を行っています。

発行者：大府市 資料提供：愛知県 県民文化局 県民生活部 県民生活課 発行月：令和5年2月